

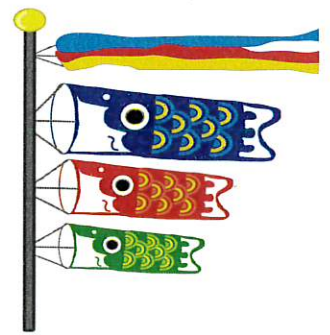
令和

新天皇即位により
元号が変わり
ました。



小ヶ倉地域メモ

令和元年5月号



小ヶ倉地区人口世帯数(平成31年3月末現在) 人口 8,767人(男4,073人、女4,694人) 世帯数3,933世帯

○ 市制施行130周年記念式典が行われました！！

4月1日(月)長崎ブリックホールで長崎市制施行130周年記念式典が行われ、その中で長崎市政の発展に功績のあった、市政功勞表彰、市政協力表彰等も併せて行われました。

小ヶ倉地区からは、市政功勞表彰において、多年にわたり地域の子どものを守る会等の要職にあり、青少年の健全育成活動に尽力し、本市の社会教育の振興に大きく貢献したとして、小ヶ倉町3丁目の「濱辺 廣明さん」が表彰されました。濱辺さんおめでとうございます！



表彰を受ける「濱辺 廣明さん」



平成31年表彰者の皆さん

○ 小ヶ倉地区の入学式が次の日程で行われました。

4月9日(火)小ヶ倉中学校…新1年生53名

4月10日(水)小ヶ倉小学校…新1年生34名

4月10日(水)南長崎小学校…新1年生39名 合計 126名



小学校では新1年生が新しいランドセルを背負い、中学校では新1年生が初めての制服を着て、新たな気持ちと希望に満ちた表情で元気いっぱいに入りました。

新1年生の皆さん、勉強やスポーツ頑張ってください。ご入学おめでとうございます。

○ 小ヶ倉地区の運動会と体育大会が開催されます。

清々しい季節となりました。小ヶ倉地区では、5月19日(日)小ヶ倉中学校にて体育大会、

5月26日(日)小ヶ倉小学校、南長崎小学校にて運動会が開催されます。

小学校・中学校の皆さん、当日は怪我など無いようにしてください。

ご健闘をお祈りします。



お知らせ

○ 長崎市交通費助成

外出のきっかけづくりのために、対象者に利用券を配布します。対象者には、引き換え用のはがきをお届けしていますので、内容を確認のうえ、4月10日（水）から12月27日（金）までの平日に引き換えてください。対象の方は以下の通りです。

【高齢者交通費助成事業】昭和25年3月31日以前の誕生日の市民（身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかたを除く）

【障害者交通費助成事業】次のいずれかに該当する市民①身体障害者手帳1～3級か療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちのかた②昭和25年3月31日以前生まれで、身体障害者手帳4～6級をお持ちのかた

券種につきましては、引き換え用はがきに記載しております。また引き換え場所は、地域センターをはじめ、お近くの郵便局でも5月末迄、引き換えが可能です。

○ 高齢者いきいきカード

市内にお住まいの60歳以上の方を対象として、健康の増進、教養の向上を図るために高齢者いきいきカードを交付しています。おみず荘などの老人福祉センター・老人憩の家を利用する時や、グラバー園・心田庵などの市管理施設へ入場する際にこのカードを提示すれば、無料でご利用（入場）ができます。（※一部、有料となる施設があります。）

お持ちでない方は、氏名、生年月日、住所がわかる免許証や保険証等の原本をお持ちのうえ、各地域センターへお越しください。

当カードで利用（入場）できる施設については、いきいきカードに記載しております。当カードを活用し、積極的に外出しましょう。



○ 平成31年度高齢者等肺炎球菌予防接種（平成31年4月1日～令和2年3月31日）

長崎市では今年度、①65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になられる方、101歳以上の方（過去に予防接種を受けた方は除きます）、②60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害がある方に対し、高齢者等肺炎球菌予防接種（料金2,000円）を実施します。

①の対象者の方にはご案内のハガキが6月に送付されますので、医療機関へ持参してください。

また、上記対象者の方で次の③～⑤に該当する方は、接種時に各種証明書を医療機関へ持参すると接種料金が「無料」になります。

- ③ 市民税非課税の方 ⇒ 世帯主の市民税非課税証明書（写し可）※ 発行手数料300円
 - ・4～5月に接種⇒平成30年度の世帯主の市民税非課税証明書（写し可）
 - ・6月に接種⇒平成30年度または平成31年度の世帯主の市民税非課税証明書（写し可）
 - ・7～3月に接種⇒平成31年度の世帯主の市民税非課税証明書（写し可）
- *各地域センターでも証明書が発行できます。本人確認できる物（運転免許証等）が必要です。世帯主以外の方が来所される場合は委任状も必要となりますのでご注意ください。（接種者本人または世帯主が、後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証または介護保険負担限度額認定証を持参の方はそれぞれの写しでも可）
- ④ 生活保護受給世帯 ⇒ 生活保護診療依頼証（受給証）
- ⑤ 中国残留邦人等支援給付受給者 ⇒ 中国残留邦人等本人確認証

詳細については、地域保健課（☎829-1153）へお尋ねください。